

## 1. 音楽の利用と著作権

音楽の授業や校内放送のBGMなどでレコードやCDをかけることがあります。このような音楽の録音物を再生することも、著作権法上は「演奏」に該当し（法第2条第7項）、基本的には法第22条の演奏権が働く利用行為となります。

しかし、法第38条第1項の規定により、非営利かつ無料の場合には、公表された著作物を公に演奏できることとなっていますので、音楽の授業などでレコードやCDのような録音物を鑑賞させることのほかに、生で楽器演奏したり歌唱したりすることも同条の規定により許容されています。

なお、法第38条第1項の規定で許容されているのは、条文上は著作物をそのまま演奏することに限られていますので、原作品のまま演奏するのではなく、アレンジし編曲するような場合には、厳密には法第27条で規定する著作者の編曲権に抵触するおそれがありますので注意する必要があります。

法第48条第1項第3号の規定により、出所を明示することが求められています。